

北広島町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 北広島町

事業名 : 公共下水道事業
特定環境保全公共下水道
農業集落排水施設

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設（令和6年度決算時点）

供用開始年度 （供用開始後年数）	公共：平成4年度（33年経過） 特環：平成5年度（32年経過） 農集：平成9年度（28年経過）	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適（全部適用）
処理区域内人口密度	公共：8.7人/ha 特環：14.9人/ha 農集：26.4人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	接続なし
処 理 区 数	公共：1地区 千代田処理区 特環：3地区 千代田処理区、大朝処理区、新庄処理区 農集：8地区 川小田処理区、千代田東処理区、千代田中央処理区、壬生処理区 蔵迫処理区、南方処理区、琴庄処理区、原東処理区		
処 理 場 数	公共：1箇所 千代田浄化センター 特環：3箇所 千代田浄化センター、大朝浄化センター、新庄浄化センター 農集：8箇所 川小田処理区、千代田東処理区、千代田中央処理区、壬生処理区 蔵迫処理区、南方処理区、琴庄処理区、原東処理区		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	農業集落排水施設の3処理区（千代田東処理区、千代田中央処理区、壬生処理区）を、特定環境保全公共下水道に接続予定です。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	二部使用料制（基本使用料+従量使用料）に基本水量制と、累進使用料制を採用しています。						
	区分	使用料（1ヶ月・税込）				超過料金(1㎡)	
		基本水量	基本料金	超過水量	超過料金(1㎡)		
	一般用	5㎡まで	990円	6㎡~10㎡	148.5円		
				11㎡~30㎡	195.8円		
31㎡~50㎡				207.9円			
51㎡~100㎡				242円			
			101㎡~	264円			
業務用使用料体系の概要・考え方	湯屋用：1㎡ごとに69.3円（税込） プール用：1㎡ごとに69.3円（税込）						
その他の使用料体系の概要・考え方	臨時用：1㎡ごとに、一般使用量の2倍						
条例上の使用料*2 (20㎡あたり・税抜)	公共	令和4年度	3,355円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり・税抜)	公共	令和4年度	4,007円
		令和5年度	3,355円			令和5年度	4,077円
		令和6年度	3,355円			令和6年度	4,084円
	特環	令和4年度	3,355円		特環	令和4年度	3,756円
		令和5年度	3,355円			令和5年度	4,154円
		令和6年度	3,355円			令和6年度	3,705円
	農集	令和4年度	3,355円		農集	令和4年度	3,579円
		令和5年度	3,355円			令和5年度	3,591円
		令和6年度	3,355円			令和6年度	3,590円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

③ 組織

職員数	本町の下水道事業の執行体制は令和7年度現在4名となっています。 令和8年度以降も、同程度の体制を見込んでいます。
事業運営組織	<p>本町の下水道事業は、町長が下水道事業管理者の職務を行い、下水道事業管理者の権限に属する事務処理を行うため、環境生活課が設置されています。環境生活課には下水道係が下水道事業担当として設置されています。</p> <pre> graph TD A[管理者(町長)] --- B[環境生活課] B --- C[環境管理係] B --- D[下水道係] B --- E[ゼロカーボン推進室] </pre>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化センター及び農業集落排水処理施設維持管理業務等を委託しています。
	イ 指定管理者制度	該当無し。
	ウ PPP・PFI	該当無し。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当無し。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当無し。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）を

令和7年度に策定・公表した、令和6年度決算「経営比較分析表」を添付しております。

令和6年度は、本町の下水道事業において地方公営企業法を適用した初年度であり、企業会計方式により経営状況を示す初めての指標となります。

各事業の経営状況については、経常収支比率は公共下水道及び農業集落排水事業において100%以上となっており、特定環境保全公共下水道事業においても概ね均衡した水準となっています。

一方で、経費回収率は各事業とも類似団体を下回っており、汚水処理に要する費用の一部を一般会計繰入金に依存している状況となっています。また、汚水処理原価は類似団体と比較して高い水準にあり、本町の地理的条件、社会的条件が影響しているものと考えられます。

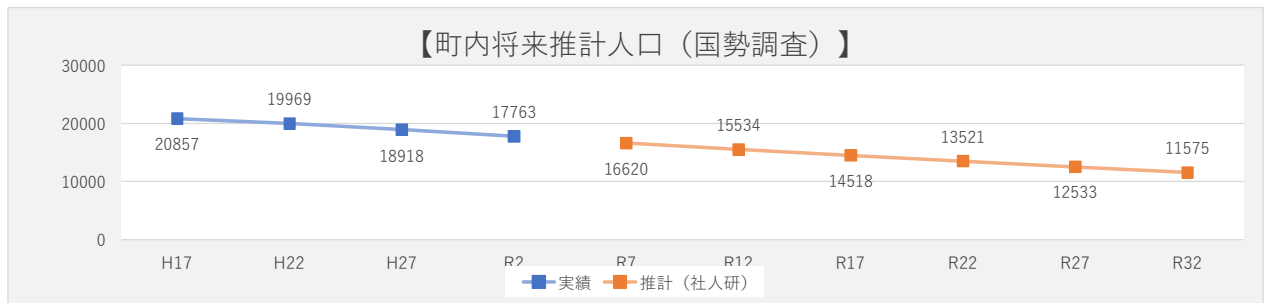
施設の利用状況については、公共下水道及び特定環境保全公共下水道において施設利用率が類似団体平均を下回っており、将来的な人口減少等を踏まえると、施設の効率的な運用が過大となります。一方で、水洗化率は概ね高い水準を維持しており、処理区域内の接続は進んでいる状況です。

2. 将来の事業環境

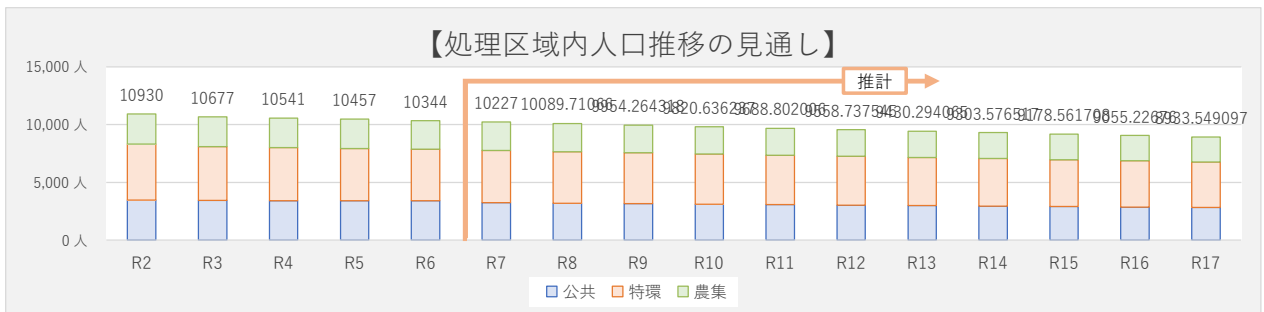
(1) 処理区域内人口の予測

国勢調査の結果を基にした本町の人口は、旧4町（芸北町、大朝町、千代田町、豊平町）が合併した平成17年時点で20,857人でしたが、令和2年には17,763人に減少しており、人口減少の傾向が続いています。今後の人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計結果に準拠しており、本町においても引き続き人口減少が進行するものと見込まれています。

また、計画期間中の処理区域内人口の予測についても、将来の人口動向を適切に反映するため、社人研が推計した本町人口の減少率を用いて算定しています。



出典：「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」（国立社会保障・人口問題

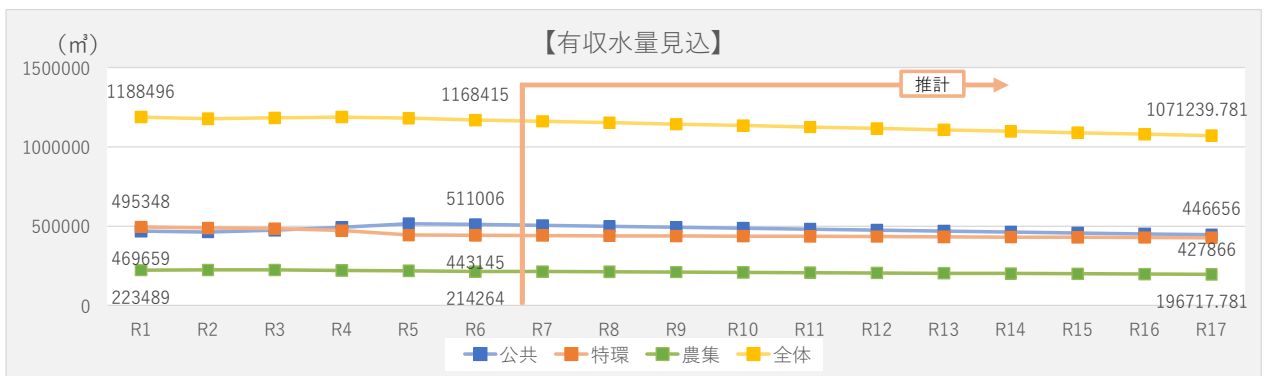


(2) 有収水量の予測

公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業については、令和5年度と令和6年度の有収水量の実績を基に計画期間中の推移を予測しました。

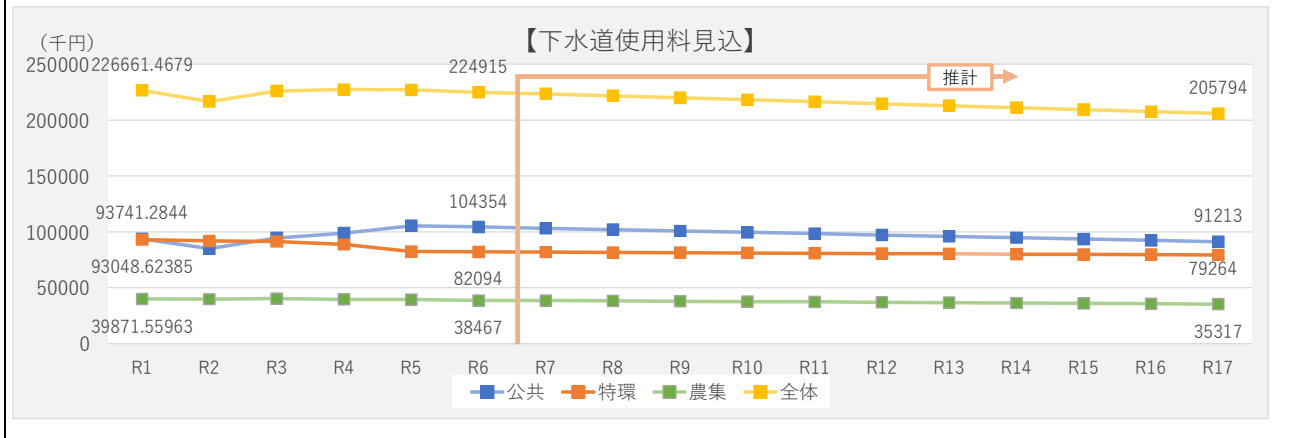
農業集落排水施設については、令和元年度から令和6年度までの実績を基に計画期間中の推移を予測しました。

下水道事業全体としては、人口と共に減少傾向が続く見込みです。



(3) 使用料収入の見通し

使用料収入の予測は、有収水量の見込みに対し令和6年度の供給単価を乗じることで算出しています。
有収水量が減少見込みであり、使用料収入も減少する予測となっています。



(4) 施設の見通し

【公共下水道事業】

公共下水道事業は、平成4年の供用開始から約30年が経過しています。管渠の耐用年数は経過しておらず、主に機電設備の更新を行っています。

【特定環境保全公共下水道事業】

特定環境保全公共下水道事業は、平成5年の供用開始から約30年が経過しています。管渠の耐用年数は経過しておらず、主に機電設備等の更新を行っています。

【農業集落排水施設】

農業集落排水施設は、平成9年の供用開始から約30年が経過しています。管渠の耐用年数は経過しておらず、主に機電設備等の更新を行っています。

本町の管渠（管路）は、令和7年度現在において法定耐用年数を経過した施設はありませんが、供用開始後30年を超える施設も存在しています。今後、経年劣化の進行により破損や機能低下のリスクが高まり、道路陥没の発生や不明水流入量の増加など、事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

更新には多額のコストを要することから、計画的な点検・調査を実施し、優先度を踏まえた修繕及び更新を段階的に進めることで、施設の長寿命化及び投資の平準化を図ります。

(5) 組織の見通し

本町の下水道事業の執行体制は令和7年度現在4名となっています。

今後も業務の効率化を図るため、組織体制の見直しについて検討を進めますが、サービス水準の維持及び災害時等への適切な対応体制を確保する必要があることから、人員削減には一定の制約があります。こうした状況を踏まえ、当面は現行の人員体制を維持しつつ、内外の研修を積極的に活用し、下水道事業に精通した職員の育成及び知識・技術の継承を図ります。

3. 経営の基本方針

下水道事業は、地域住民の生活に欠くことのできない重要な生活インフラであり、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全などにおいて重要な役割を担っています。そのため、将来世代にわたり良質な下水道サービスを安定的に提供していく必要があります。

こうした認識のもと、計画的な維持管理や施設更新により適正な事業運営に努め、「下水道サービスの提供を通じて、住みよいまちづくりに貢献する」ことを基本理念とし、下記の3つの基本方針のもと、中長期的な基本計画である経営戦略を策定します。

■安全・安心・快適な生活の提供

下水道整備をはじめ、機能の向上や耐震性の強化、防災対策などに取り組み、すべての住民に安全・安心で快適な生活を提供します。

■環境負荷の低減

公共用水域の水質保全を図るため、汚水処理の適正化を推進するとともに、処理区域内の接続率向上に努めます。

■持続的な下水道事業運営

下水道施設の計画的な更新等を着実に進めるとともに、中長期的な視点に立った事業運営を行い、経営基盤の強化を図りながら、良質で安定した下水道サービスの持続的な提供に努めます。

4. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には（3）において、その解消方法が示されていることが必要

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	効率的な施設運営を目指し、施設の集約化・統廃合・高効率施設の導入など、施設の再構築を進めます。
-----	---

【公共下水道事業】

令和8年度から令和12年度・・・計1億7千万円

令和13年度から令和17年度・・・計1億円

【特定環境保全公共下水道事業】

令和8年度から令和12年度・・・計7千3百万円

令和13年度から令和17年度・・・計1億円

【農業集落排水施設】

令和8年度から令和12年度・・・計1億9千万円

令和13年度から令和17年度・・・計1億5千万円

各事業で上記の事業を見込んでおり、計画期間中に全体で約7億8千万円の建設改良費を計上しています。
建設改良計画については、ストックマネジメント計画の改定などに合わせ、適切な見直しを行っていきます。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	・定期的に使用料水準の検証を行い、適正な使用料への改定を検討します。 ・水洗化率及び使用料徴収率の向上により使用料収入の確保に努めます。
-----	---

【使用料収入の見通し】

過去の有収水量の実績から、計画期間中の有収水量の見込みを算出しました。下水道使用料については、当該有収水量見込に対し令和6年度の供給単価を乗じることで算出しています。

【企業債】

近年の建設事業費に係る財源割合等から、計画期間中の企業債の借入額を見込んでいます。

また、借入条件は、15年償還（3年据置）で利率3%で計算しています。

【繰入金】

・収益的収入

→国が定める基準に基づく繰入金を基本としていますが、下水道使用料によって維持管理費を賄っていない部分を基準外の繰入金として、一般会計からの繰入を見込んでいます。

・資本的収入

→下水道普及特別対策並びに緊急下水道整備特定事業等の、国が定める基準に基づく基準内の繰入金を見込んでいます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

【職員給与費】

これ以上の職員削減は困難な状況から、現在の職員数は変えず、令和6年度決算値で計上しています。

【動力費】

令和6年度決算値をベースとして、物価上昇を加味した金額を計上しています。

【薬品費】

令和6年度決算値をベースとして、物価上昇を加味した金額を計上しています。

【修繕費】

令和6年度決算値をベースとして、物価上昇を加味した金額を計上しています。

【委託費】

令和6年度決算値をベースとして、処理施設維持管理業務の増加と、物価上昇を加味した金額を計上しています。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1) において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載する

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	計画期間内に農業集落排水施設の3処理区（千代田東処理区、千代田中央処理区、壬生処理区）を、特定環境保全公共下水道に接続予定です。
投資の平準化に関する事項	管渠等で計画期間中に耐用年数を経過する者はありませんが、管渠等の更新には多額のコストがかかるため、投資の平準化を検討します。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	計画期間中のPPPやPFI事業は計画していませんが、国や他団体の動向を注視し、本町に見合った施策を随時検討します。
その他の取組	特になし。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	持続的な下水道サービスを提供していくためには適正な使用料設定が不可欠であり、3～5年おきの定期的な使用料の検証を行う必要があります。
資産活用による収入増加の取組について	本町の規模や所有する資産などから、収入増につながる資産活用は実施していませんが、本町に見合った資産活用に関する取り組みについて随時検討します。
その他の取組	特になし。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項	包括的民間委託等、PPPやPFI事業などは実施していませんが、民間活力の活用によるコスト削減の取り組みを随時検討します。
職員給与費に関する事項	人員数の変更は計画していませんが、業務内容の変化に応じて職員配置を検討します。
動力費に関する事項	電力自由化など経費削減につながる取り組みを随時検討します。
薬品費に関する事項	近隣市町との共同調達など、コスト削減につながる取り組みを随時検討します。
修繕費に関する事項	修繕計画に基づく修繕工事を実施すべく、財源の確保に努めます。
委託費に関する事項	業務内容、委託内容の見直しを随時行い、経営の効率化及び経費の削減に努めます。
その他の取組	収納率・水洗化率の向上など財源確保につながる経費について、費用対効果を検証し取り組みます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	<p>本経営戦略の計画期間は10年間としていますが、社会経済情勢等の変化に柔軟に対応するとともに、計画の進捗管理及び下水道事業のさらなる健全化を図るため、毎年度の決算後に計画値との比較検証を行い、投資・財政計画のローリングを実施します。また、PDCAサイクルを活用し、3年から5年ごとに経営戦略の検証及び見直しを行います。</p> <p>さらに、経営戦略の改定に当たっては、定量的指標として設定した目標の達成状況を評価・検証するとともに、必要に応じて新たな目標を設定します。あわせて、定量的指標以外の事項についても、現行計画値との乖離の要因を調査・分析し、その結果を経営戦略の改定に適切に反映します。</p>
---------------------	--